

大 個 審 第 3 6 号
(答 申 第 2 6 8 号)
平 成 2 7 年 2 月 1 9 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 角 松 生 史

個 人 情 報 保 護 条 例 の 運 用 に 関 す る 事 項 に つ い て (答 申)

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 5 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 2 7 年 2 月 1 8 日 付 け 情 公 第 1 9 2 4 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 個 人 情 報 開 示 請 求 等 の 取 扱 い に つ い て 」 は 、 審 議 の 結 果 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

個人情報開示請求等の取扱いについて

郵送による開示請求等の取扱いについては、長期病気療養や身体障がい等の理由により、来庁による請求等が困難な者に限り、例外措置として認めることが適当であると判断される。

なお、対面による本人確認ができないことから、本人確認については、通常の開示請求より厳格に行う必要があると判断される。

(説明)

(1) 現状と課題

実施機関が保有する個人情報の開示については、当該個人情報に係る本人（又は法定代理人）に対して行われるものであり、誤って他人に開示されてしまうと本人の権利利益が侵害されてしまうおそれがあることから、開示請求者に係る本人確認は厳格に行う必要があるため、現状では、開示請求者に対して開示請求時に来庁を求め、開示請求書の受付時に厳格な本人確認を行っている。また、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出についても同様の取扱いを行っている。

一方で、これまでから、府民より病気や身体障がい等を理由に来庁が困難な者については郵送等による開示請求を認めるよう意見が寄せられるなど、来庁困難者の開示請求等について見直しの要請がある。

(2) 制度の見直し

長期病気療養や身体障がい等の理由により、来庁による請求等が困難であると認められる場合に限り、開示請求権を確保するため、例外措置として郵送による開示請求等を認めることは、適当であると判断される。

しかしながら、郵送での開示請求等においては、請求者又は申出者（以下「請求者等」という。）に対面による本人確認ができないことから、誤って他人に開示されるおそれがある。このため、郵送での開示請求等に当たっては、請求者等の本人確認について、来庁による開示請求等の取扱いよりも厳格に対応する必要があると考えられる。

このことから、郵送による開示請求等の取扱いについては、以下の事項に留意の上、運用されたい。

- 請求者等が、長期病気療養や身体障がい等を理由に来庁が困難であることを証する書類の郵送を求めること。
- 通常の本認書類の写しの他、住民票の写し（複写不可。開示請求前30日以内に発行されたもの。氏名、住所が確認できるもの。個人情報開示請求書に記載された住所と同一であること。）の郵送を求めること。

- 請求者等が法定代理人である場合は、法定代理人に係る本人であることを証明する書類の他、法定代理人であることを証明する書類（複写不可。開示請求前30日以内に発行されたもの。）の郵送を求めること。
- 請求書等の到達後に、再度、請求者等に対して、電話等により開示請求の意思確認を行うこと。
- 本人確認書類については、事後の問合せ等に備え、請求書等と合わせて適正に保管し、保管期間満了後は速やかに廃棄すること。
- 来庁困難であることを証する書類については、開示文書の写しの郵送に合わせて返還すること。